



JASDAQ

各 位

平成 26 年 10 月 21 日

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 出山 泰弘
(コード番号：7834)
問合せ先 専務取締役経営管理本部長 盧 康九
(TEL：03-3526-9970)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 10 日付けで訴訟の提起を受け、本日、東京地方裁判所より訴状を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった機関及び年月日

東京地方裁判所

平成 26 年 10 月 10 日 (当社への訴状送達日 平成 26 年 10 月 21 日)

2. 当該訴訟を提起した者

(1) 会社名：株式会社 MAG ネットホールディングス

(2) 代表者の役職・氏名：代表取締役 大島嘉仁

(3) 所在地：東京都港区南青山二丁目 2 番 8 号

3. 訴訟の原因及び経緯等

株式会社 MAG ネットホールディングス (以下、「原告」という) は、当社のかつての親会社でありました。原告は、当社が日本振興銀行株式会社から借入れを行った際に、原告が保有していた当社の株式 (以下、「本株式」という) を当該借入債務 (以下、「本債務」という) の担保として担保提供しておりました。

その後、原告の当時の親会社が民事再生手続開始の申立てを行ったため、日本振興銀行株式会社は、当社に対して本債務の期限の利益を喪失させる旨の意思表示を行い、担保権を実行し、本株式を売却致しました。

このため、原告は当社に対し、物上保証人の求償権に基づくものとして以下の金員を請求しているものです。

4. 当該請求の内容及び請求金額：

(1) 内容：原告の出損額、同出損額に係る法定利息

本株式の売却に要した費用、同費用に係る遅延損害金

(2) 請求金額：1 億 9, 388 万円及び内金 9, 552 万 5, 843 円に対する平成 21 年 4 月 24 日から、内金 9, 733 万 6, 288 円に対する同月 27 日から、内金 101 万 7, 869 円に対する訴状送達の日翌日から、いずれも支払済みまで年 6 分の割合による金員

5. 今後の見通し

当社は、原告の求償権について、財務諸表上、債務として計上済ですが、原告の請求については、原告の主張内容を精査し、当社の主張を行っていく予定です。今後、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上